



平成 30 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 野 輝 彦
(03-5778-9436)

臨時株主総会の日程および付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 15 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において発表のとおり、平成 30 年 10 月 31 日を基準日として臨時株主総会を開催する旨お知らせいたしました。

当社は、平成 30 年 11 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり臨時株主総会の日程および付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会開催日及び会場

- (1) 開 催 日 平成 30 年 12 月 20 日 (木曜日)
- (2) 開催場所 東京都渋谷区渋谷一丁目 9 番 8 号
朝日生命宮益坂ビル 5 階 「渋谷サンスカイルーム」 5 A 会議室

2. 臨時株主総会付議議案

議案

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 会計監査人選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

3. 各議案の概要

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、平成 28 年 8 月 15 日開催第 8 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。

今回本総会において、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役の選任の議案を付議しており、それに伴い定款の一部変更するものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章～第3章</p> <p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第3章</p> <p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4. 法令またはこの定款に定める 監査等委員である取締役の員 数を欠くことになる場合に備 えて、株主総会において補欠 の監査等委員である取締役を 選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>5. 前項の補欠の監査等委員であ る取締役の選任に係る決議が 効力を有する期間は、当該決 議によって短縮されない限 り、当該決議後2年以内に終 了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の 開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第44条 (現行どおり)</p>

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました新創監査法人は、平成30年7月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、当社は、平成30年7月27日開催の監査等委員会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人として監査法人アリアを選任し、平成30年7月27日に就任いただいております。

会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしましたので、選任をお願いしたいと存じます。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名 称	監査法人アリア
主たる事務所の所在場所	東京都港区浜松町一丁目30番5号
沿 革	平成18年 設立
概 要	構成人員 公認会計士等 14名 関与会社 上場会社をはじめとして監査関与先数20社

(平成30年7月31日現在)

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役向出博氏は、本総会終結の時をもって退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
とくおか こういち 徳岡 宏一 (昭和31年7月25日)	昭和56年4月 株式会社阿波銀行入行 平成20年6月 同行 法人室室長就任 平成23年6月 同行 審査部副部長就任 平成30年8月 当社 入社	2,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 徳岡宏一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と徳岡宏一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
なかつ ゆうじ 中田 祐児 (昭和28年3月17日)	昭和52年4月 司法修習生任官 昭和54年4月 徳島弁護士会登録 平成20年2月 弁護士法人中田・島尾法律事務所設立 平成20年10月 第一東京弁護士会に入会 東京日本橋に同法人の東京支店設立 平成20年12月 日本弁理士会登録 (重要な兼職の状況) 弁護士法人中田・島尾法律事務所 代表社員	一株

- (注) 1. 当社は、中田祐児氏の所属している弁護士法人中田・島尾法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 中田祐児氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中田祐児氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。
4. 各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以上